

消費者庁入札等監視委員会運営要領

平成27年1月21日
消費者庁入札等監視委員会決定

最終改正 令和7年7月29日

本要領は、「消費者庁入札等監視委員会について」（平成26年10月17日消費者庁総務課長決定）に基づき、必要な事項を定めるものである。

第1 会議

1 会議の開催

- (1) 会議は、委員が過半数出席しなければ開催することができない。
- (2) 会議の議事は、全委員の過半数で決する。

2 報告の要求

支出負担行為担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）に対して、一定期間において消費者庁が締結した契約を集計した一覧表（別記様式2）に契約方式等を整理した総括表（別記様式1）を添付したものの提出を求めるものとする。

なお、国の行為を秘密にする必要のあるものとして支出負担行為担当官が申し出たもの並びに工事又は製造にあつては予定価格が400万円を超えないもの、物品等の購入にあつては予定価格が300万円を超えないもの、物件の借入れにあつては予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えないもの、請負・役務の提供にあつては予定価格が200万円を超えないもの及び収入原因契約のものについては、原則として報告の対象から除くものとする。

3 抽出

- (1) 委員は、別記様式2の中から、審議の対象となる事案の抽出に関する事務をあらかじめ行う。

- (2) 抽出事案の説明の要求

抽出事案について、当該契約を締結した契約担当官（会計法第29条の2第3項に規定する契約担当官をいう。）等に対し、入札及び契約方式ごとに次の事項を記載した資料の提出及び説明を求めるものとする。

ア 一般競争契約（最低価格落札方式、総合評価落札方式）の場合

- (ア) 契約件名
- (イ) 契約の概要
- (ウ) 競争参加資格（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条から第72条までの規定に基づくもの）及びその資格をどのように設定したかの説明
- (エ) (ウ) 以外の競争参加資格（予算決算及び会計令第73条の規定に基づくもの）及びその資格をどのように設定したかの説明
- (オ) (エ) の参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由
- (カ) 参加業者数

(キ) 入札経緯及び結果の説明

(ク) 契約業者名

(ケ) 契約金額

(コ) その他

イ 随意契約（公募・企画競争を含む。）の場合

(ア) 契約件名

(イ) 契約の概要

(ウ) 随意契約とした理由

(エ) 参加業者数（公募・企画競争の場合に限る。）

(オ) 公募・企画競争の経緯及び結果の説明（公募・企画競争の場合に限る。）

(カ) 契約業者名

(キ) 契約金額

(ク) その他

第2 議事概要の作成及び公表

会議に係る議事概要については、支出負担行為担当官が会議終了後速やかに作成し公表するものとする。

第3 委員の除斥

委員は、自己の利害に関係のある議事に加わることができない。

附則

この要領は、平成27年1月21日から施行する。

附則

この要領は、令和7年7月29日から施行する。